

鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置の検討について
(答申) (案)

令和 5 年 2 月

摂津市立小中学校通学区域等審議会

令和5年2月 日

摂津市教育委員会 様

摂津市立小中学校通学区域等審議会
会長 島 善信

鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置の検討について（答申）

摂津市立小中学校通学区域等審議会は、令和4年7月1日に貴教育委員会から「摂津市立鳥飼小学校及び鳥飼東小学校の適正規模・適正配置等」に関する事項の諮問を受け、審議を重ねてきた結果、別紙のとおり取りまとめましたので答申いたします。

目次

はじめに	1
1. 烏飼地域の現状と課題	2
(1) 人口の推移・推計	2
(2) 小規模化する学校	4
2. 適正規模の基本的な考え方	7
(1) 学校規模による教育環境への影響	7
(2) 適正な学校規模	7
3. 適正配置の基本的な考え方	9
(1) 適正配置の対象となる学校	9
(2) 適正配置の方法	9
(3) 通学距離及び時間	10
(4) その他の意見	10
4. 適正規模・適正配置の対応策	12
結びに	13

はじめに

本審議会は、令和4年7月1日に貴教育委員会から「摂津市立烏飼小学校及び烏飼東小学校の適正規模・適正配置等」に関する事項の諮問を受け、教育委員会が提出する資料等に基づき、慎重に審議を行った。

本市小中学校における適正規模・適正配置については、平成13年5月に摂津市立幼稚園・小中学校適正配置等審議会が設置され、平成14年5月に「市立小中学校の適正規模及び適正配置並びに市立幼稚園の適正配置等について（答申）」が示された。この答申を受け、平成17年に「市立小中学校適正規模・適正配置計画」が策定され、味舌小学校と味舌東小学校、三宅小学校と柳田小学校の再編整備を進めてきたが、烏飼小学校と烏飼東小学校については、中学校の適正配置の課題、児童数が増加傾向にあったこと等を受け、引き続き研究・検討することとなった。

しかしながら現在、摂津市では、少子高齢化の進行に伴う高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少によって、人口構成の不均衡が最大となる「2040年問題」に直面している。小中学校では児童・生徒数の減少が進み、現在は学校規模がピーク時の約半数以下となり、とりわけ烏飼地域では1学年1学級となる小規模校が生じてきている。特に烏飼小学校区と烏飼東小学校区については、他の校区と比べ人口の減少スピードが速く、小規模化が著しい。また、将来推計では児童・生徒数がさらに減少することが予測されており、これらの背景を踏まえると、適正規模・適正配置について改めて検討し、速やかに考え方を示す必要があると認識した。

検討にあたっては、これまでの審議会等における適正規模・適正配置の検討結果を踏まえつつ、何よりも子ども達、そして保護者の視点を最重視するとともに、地域住民等の関係者の意見を尊重しながら、議論を行った。

本答申は、以上の視点でその結果をまとめたものであり、関係者をはじめ、市民の理解と協力を得て、今後の教育行政に反映されることを期待するものである。

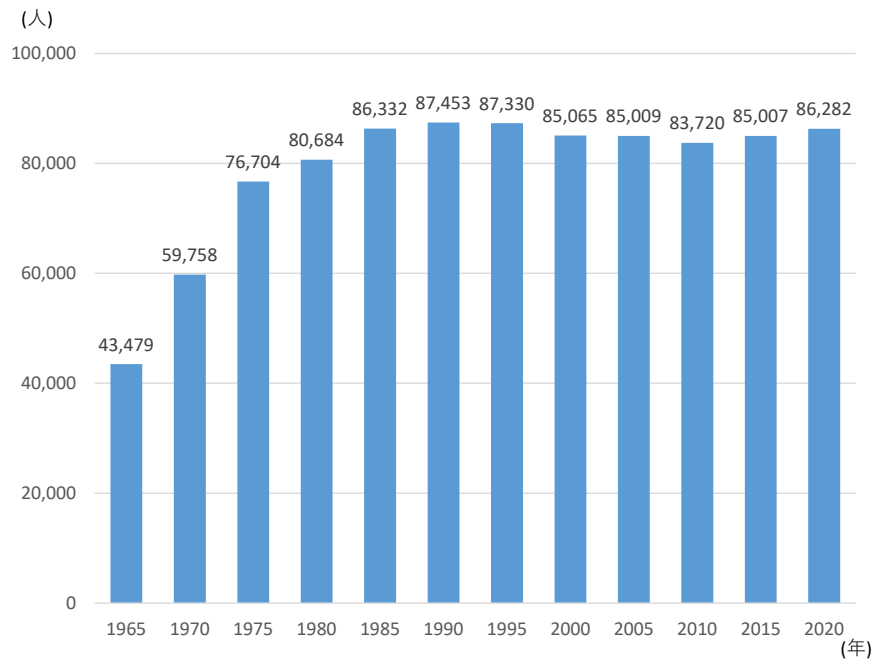
1. 鳥飼地域の現状と課題

(1) 人口の推移・推計

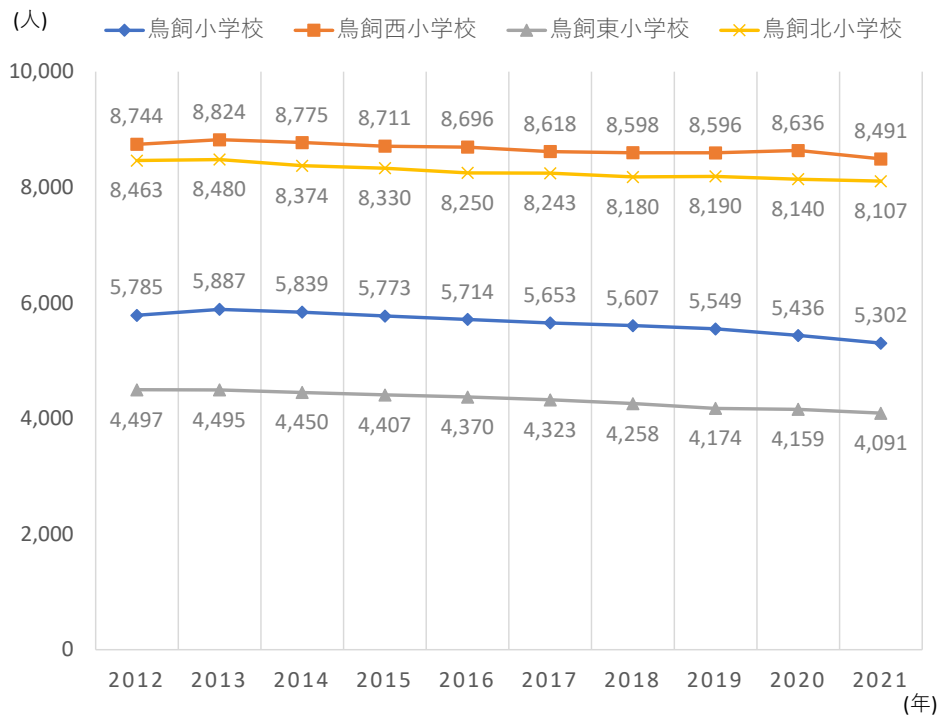
市全体の人口推移については、高度成長期から急激に増加し、その後昭和 55（1980）年台以降は横ばいで推移しており、令和 2（2020）年には 86,282 人となっている。

鳥飼地域の人口推移については、平成 25（2013）年を境に、ここ 10 年間では 4 小学校区ともゆるやかな減少傾向にある。

◆市全体の人口推移◆

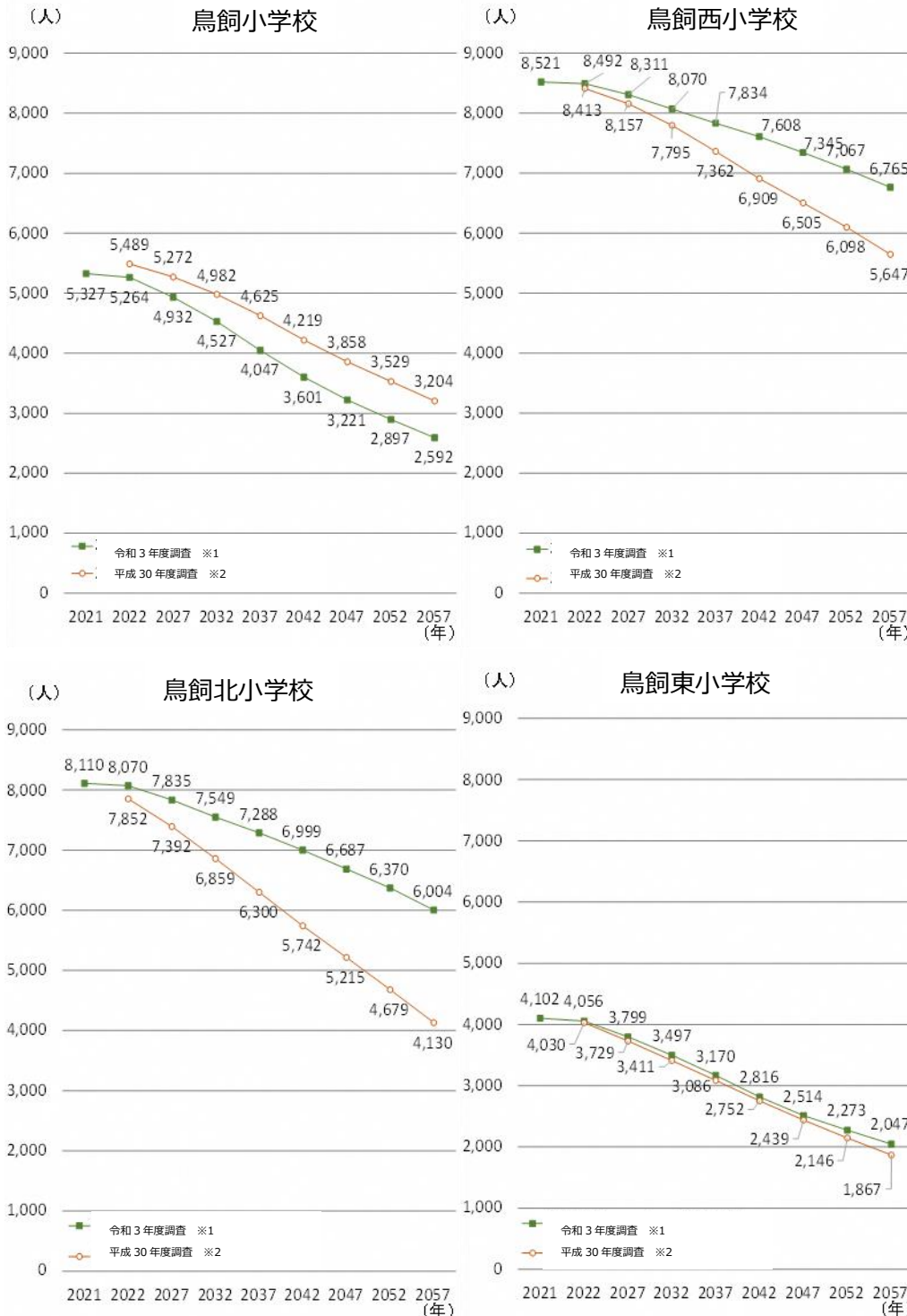


◆鳥飼地域の人口推移（小学校区別）◆



また、鳥飼地域の人口推計では、4小学校区とも将来的に減少していくことが見込まれている。とりわけ、令和35（2057）年には、令和3（2012）年と比べ、鳥飼小学校区では約半数に、鳥飼東小学校区では半数以下に減少する数字となっている。

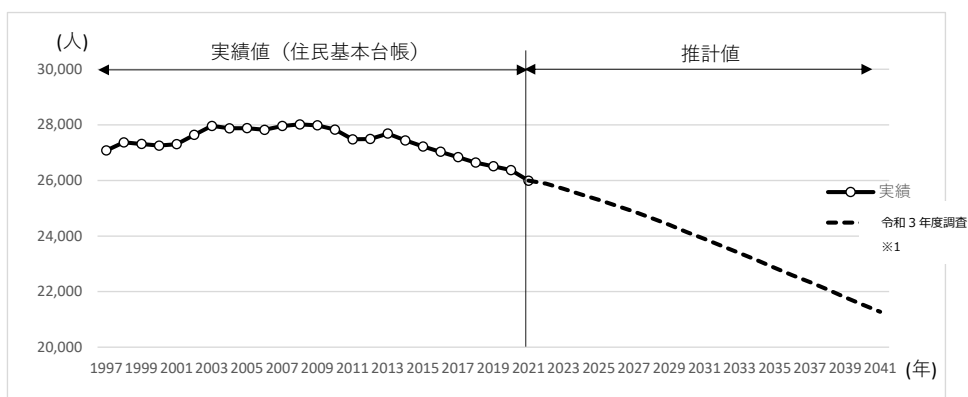
◆鳥飼地域の人口推計（小学校区別）◆



※1：鳥飼地域における通学区域等基礎調査業務報告

※2：2040年問題を背景とした行政課題の分析及び解決に向けた基礎調査報告書

◆鳥飼地域の人口推計（全体）◆



※1：鳥飼地域における通学区域等基礎調査業務報告

(2) 小規模化する学校

小中学校の児童・生徒数、学級数の減少も進み、平成2（1990）年には、すべての学年が複数学級とされない小学校が初めて発生した。その後も12学級に満たない小規模校が増え、令和3（2021）年には小学校2校、中学校1校が小規模校となっている。

令和3（2021）年5月1日現在の本市の学校規模は、小学校では1校当たり平均児童数・学級数が418人・13.0学級、中学校では406人・11.4学級であり、いずれも府内平均（小学校：425人・19.3学級、中学校：439人・16.7学級）を下回っており、他市に比べて学校の規模が小さいことがうかがえる。鳥飼地域に着目すると、小学校では1校当たり平均児童数・学級数が290人・9.8学級、中学校では358人・9.5学級となっており、小規模化が顕著である。また、児童・生徒数の将来推計をみると、鳥飼東小学校では令和9（2027）年に児童数が1桁となる学年が、第五中学校では令和14（2032）年に1学級となる学年が発生すると予測された。（下図太枠部分）

◆将来児童数・学級数（小学校）の推計◆

学校	区分	学年	実績	推計						
			2021年	2027年	2032年	2037年	2042年	2047年	2052年	2057年
鳥飼小	児童数	1年生	40	26	25	23	19	14	11	11
		2年生	29	29	23	22	18	16	11	11
		3年生	33	20	23	22	18	16	12	11
		4年生	31	30	23	23	19	17	13	11
		5年生	34	22	23	23	21	18	13	11
		6年生	46	27	24	23	21	18	14	11
		計	213	154	141	136	116	99	74	66
	学級数	1年生	2	1	1	1	1	1	1	1
		2年生	1	1	1	1	1	1	1	1
		3年生	1	1	1	1	1	1	1	1
		4年生	1	1	1	1	1	1	1	1
		5年生	1	1	1	1	1	1	1	1
		6年生	2	1	1	1	1	1	1	1
	計	8	6	6	6	6	6	6	6	

学校	区分	学年	実績	推計						
			2021年	2027年	2032年	2037年	2042年	2047年	2052年	2057年
鳥飼西小	児童数	1年生	75	60	66	69	69	63	56	51
		2年生	72	58	64	69	69	64	57	51
		3年生	56	72	63	67	68	65	59	52
		4年生	81	59	61	66	67	65	59	52
		5年生	87	69	61	65	67	67	59	53
		6年生	66	77	58	64	67	67	61	54
		計	437	395	373	400	407	391	351	313
	学級数	1年生	2	2	2	2	2	2	2	2
		2年生	2	2	2	2	2	2	2	2
		3年生	2	3	2	2	2	2	2	2
		4年生	2	2	2	2	2	2	2	2
		5年生	2	2	2	2	2	2	2	2
		6年生	2	3	2	2	2	2	2	2
計		12	14	12	12	12	12	12	12	
学校	区分	学年	実績	推計						
			2021年	2027年	2032年	2037年	2042年	2047年	2052年	2057年
鳥飼北小	児童数	1年生	43	51	50	54	51	45	38	35
		2年生	68	42	50	53	52	45	39	35
		3年生	53	55	48	53	53	48	41	35
		4年生	63	52	47	51	52	48	41	35
		5年生	57	40	46	49	52	48	42	36
		6年生	63	49	49	48	52	49	44	37
		計	347	289	290	308	312	283	245	213
	学級数	1年生	2	2	2	2	2	2	2	1
		2年生	2	2	2	2	2	2	2	1
		3年生	2	2	2	2	2	2	2	1
		4年生	2	2	2	2	2	2	2	1
		5年生	2	2	2	2	2	2	2	2
		6年生	2	2	2	2	2	2	2	2
計		12	12	12	12	12	12	12	8	
学校	区分	学年	実績	推計						
			2021年	2027年	2032年	2037年	2042年	2047年	2052年	2057年
鳥飼東小	児童数	1年生	24	9	14	14	12	8	8	7
		2年生	19	14	14	14	12	10	8	7
		3年生	31	15	14	14	13	11	8	7
		4年生	26	24	14	14	13	11	8	7
		5年生	22	21	15	14	14	11	8	7
		6年生	42	20	9	14	14	12	8	8
		計	164	103	80	84	78	63	48	43
	学級数	1年生	1	1	1	1	1	1	1	1
		2年生	1	1	1	1	1	1	1	1
		3年生	1	1	1	1	1	1	1	1
		4年生	1	1	1	1	1	1	1	1
		5年生	1	1	1	1	1	1	1	1
		6年生	2	1	1	1	1	1	1	1
計		7	6	6	6	6	6	6	6	

注)「実績」は、2021年5月1日現在の学校基本調査による

「学級数」は、学齢人口を1学級35人で除し、端数を切り上げて計算したもので、網掛けは学級数の標準(12以上)を割り込むもの

◆将来生徒数・学級数（中学校）の推計◆

学校	区分	学年	実績	推計						
			2021年	2027年	2032年	2037年	2042年	2047年	2052年	2057年
第二中	生徒数	1年生	143	113	94	108	116	115	104	91
		2年生	170	137	122	107	116	117	109	97
		3年生	165	110	108	106	115	117	111	99
		計	478	360	324	321	347	349	324	287
	学級数	1年生	4	4	3	4	4	4	3	3
		2年生	5	4	4	4	4	4	4	3
		3年生	4	4	4	4	4	4	4	3
計	13	12	11	12	12	12	11	9		
学校	区分	学年	実績	推計						
			2021年	2027年	2032年	2037年	2042年	2047年	2052年	2057年
第五中	生徒数	1年生	83	62	42	37	36	30	26	19
		2年生	71	49	35	37	36	31	27	20
		3年生	84	65	53	37	37	32	28	21
		計	238	176	130	111	109	93	81	60
	学級数	1年生	2	2	2	2	2	1	1	1
		2年生	2	2	1	2	2	1	1	1
		3年生	2	2	2	2	2	1	1	1
計	6	6	5	6	6	3	3	3		

注)「実績」は、2021年5月1日現在の学校基本調査による

「学級数」は、学齢人口を1学級35人で除し、端数を切り上げて計算したもので、網掛けは「望ましい学級数」(12学級以上)を割り込むもの

小規模校における教育上の課題については、国の中央教育審議会や大阪府学校教育審議会の答申をはじめ、各市の適正規模にかかる答申において指摘されているところである。本市においても、平成14年5月の「市立小中学校の適正規模及び適正配置並びに市立幼稚園の適正配置等について(答申)」で小規模校のメリット・デメリット両面からの意見が述べられているが、本審議会でも小規模校の実態を含め議論を行った。

2. 適正規模の基本的な考え方

学校規模は、児童・生徒数、教職員数、教室数、学校敷地面積、校舎面積等によって決まるが、学級数により教職員数や教室数が定まることから、本審議会における学校規模の基準を学級数とする。

また、学級定員については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により、公立小学校では令和7年までに全学年35人に段階的に引き下げることとなっていることから、本審議会における学級定員を1学級35人とした。

(1) 学校規模による教育環境への影響

本審議会においては、学校規模による教育環境への影響について議論を行い、様々な意見を得た。

まず小規模校における児童・生徒の学校生活においては、「教職員、児童・生徒及び保護者の人間関係が緊密化し、和気あいあいとした家族的な雰囲気である」、「毎年人間関係を新たに作る必要がなくストレスのない学校生活が営めるというメリットが期待できる」という意見があった。一方デメリットについては、「クラス替えもなく固定化された人間関係の中で、様々な人間と関わり、失敗や成功を繰り返し、社会生活の練習をするという集団生活における重要な機会が失われる」という意見や、「1学年1学級ではクラス対抗で競走をすることができない」「中学校では部活動が限定される」、「一定の集団を要する学校行事等の運営が困難になる」という意見があった。

また小規模校の教員の立場では、「学年でやるべき固定業務や、生徒指導・学年指導等の役割分担ができず、周囲にすぐに相談できる教員が少ないため、1人あたりの業務量は増え、精神的な負担も大きくなる」という意見があった。

さらに学校施設については、「学校は一定の児童・生徒数の規模を想定して建設されており、極端に小規模化することで、学校を維持する上で最低限必要となる維持管理費、人件費が非効率になる」という意見があった。

一方で、過大規模校については、「運動会や入学式を複数回に分けて実施しないといけない」等の意見があり、これらを踏まえ本審議会としては、学校規模によって教育指導や学校運営に様々な影響が出てくるため、適正な規模を保つことが望ましいという結論に至った。

(2) 適正な学校規模

本審議会では、市立小中学校の適正規模について、平成14年5月の「市立小中学校の適正規模及び適正配置並びに市立幼稚園の適正配置等について（答申）」を踏まえ、次のように基本的な考え方をまとめた。

なお、審議する上で現行の法制度である「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、土地の状況その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」（学校教育法施行規則第41条、中学校は第79条で準用）、大阪府学校教育審議会答申の「小学校は少なくとも1学年各2学級（12学級）、中学校においては同様に1学年各4学級（12学級）程度の規模が望ましい。」（平成10年

5月21日第2分科会答申)を参考とした。

<摂津市における適正な学校規模に関する基本的な考え方>

- ◇ 小中学校の適正規模は12から18学級とし、12学級未満の学校は小規模校と位置づけて教育上及び学校運営上の問題の解消を図る。
- ◇ 校区のあり方に関しては、1中学校区は2小学校区以上からなること及び同一小学校からは同一中学校に進学できることを基本とする。ただし、教育環境に重大な課題等が発生している等、特別な事情がある場合は、この限りでない。

3. 適正配置の基本的な考え方

学校の適正配置は、適正規模の確保を基本として行うこととし、令和 39（2057）年までの児童・生徒の人口推計に基づき、校区再編や統合、小中一貫校等について検討した。

検討にあたっては、平成 14 年 5 月の「市立小中学校の適正規模及び適正配置並びに市立幼稚園の適正配置等について（答申）」を参考としながら、本審議会で確認された事項を踏まえて議論を行い、以下に示すとおりの結論に至った。

(1) 適正配置の対象となる学校

鳥飼地域における学校の適正配置の検討対象となる小規模校は次の学校となる。

(R4.5.1 現在)

学校名	学級数	児童数
鳥飼小学校	7	194 人
鳥飼東小学校	6	144 人

学校名	学級数	生徒数
第五中学校	6	238

(2) 適正配置の方法

① 校区再編による方法

◇小学校

鳥飼小学校と鳥飼東小学校の小規模化を解消するため、隣接する鳥飼西小学校及び鳥飼北小学校を含めて通学区域の一部を編入するシミュレーションを行った結果、いずれのパターンでも 4 校全ての適正規模を保つことができず、校区再編を行うだけでは小規模校を解消することはできない。

◇中学校

第二中学校、第五中学校とも令和 14（2032）年から小規模校となることが予測されることから、どのように校区を再編したとしても小規模化を避けることができない。

② 統合による方法

◇小学校

- 鳥飼小学校と鳥飼東小学校を統合する場合、期中は（※）適正規模を維持できる。
- 鳥飼小学校と鳥飼西小学校、鳥飼北小学校と鳥飼東小学校をそれぞれ統合する場合、鳥飼小学校と鳥飼西小学校は当初は適正規模を上回るが、その後は適正規模を維持できる。鳥飼北小学校と鳥飼東小学校においても、期中は適正規模を維持できる。ただし、現行の中学校区の変更にも影響があり、調整に時間を要することが想定される。
- 鳥飼小学校と鳥飼西小学校と鳥飼東小学校の 3 校を統合する場合、当初は適正規模を上回るが、その後は適正規模を維持できる。ただし、3 つの小学校区に影響があり、調整に時間を要することが想定される。鳥飼北小学校は、期中は概ね適正規模を維持できる。

- 鳥飼小学校と鳥飼北小学校と鳥飼東小学校の3校を統合する場合、当初は適正規模を上回るが、その後は適正規模を維持できる。ただし、3つの小学校区に影響があり、調整に時間を要することが想定される。鳥飼西小学校は、期中は適正規模を維持できる。
- 小学校4校を1校に統合する場合、期中はすべて18学級を上回り、大規模校となる。

※期中：推計に基づく令和39（2057）年までの期間

◇中学校

第二中学校、第五中学校を統合する場合、当初適正規模を上回るが、その後適正規模を維持できる。

③ 小中一貫校による方法

小中一貫校については、現在の学校用地では必要面積が確保できない等の課題があり、中長期的な検討が必要となる。

地域コミュニティ活動や生活圏域など地域に与える影響や、過去の経緯、また児童数や教職員数の減少など差し迫った課題であること等を踏まえると、小規模校を解消するためには、鳥飼小学校と鳥飼東小学校を統合する方法が最も望ましい。また、第五中学校についても適正規模を確保するため、検討を進めていく必要がある。

(3) 通学距離及び時間

国の基準による通学距離は、小学校4km、中学校6kmとなっているが、小学1年生が4kmを往復するのは現実的ではないため、長距離となる場合にはスクールバス等の検討を望むという意見があった。

また、大阪高槻線のような大きな道路を渡る必要があることについては、児童の通学における危険性が増すという意見があった一方で、狭隘な道路を歩かせるよりは、信号や横断歩道がある大きな道路の方が安全であるという意見もあった。

適正配置に伴う通学路の問題については現地調査を行い、児童・生徒に著しい負担を与えないよう配慮し、通学路の安全確保に努められることを要望する。

中学校を統合する場合、通学距離が現状より大幅に遠くなる生徒が想定されるが、過去には自転車通学をしていたことや、中学生は普段から自転車で移動していること等を踏まえると、自転車通学についても今後の検討課題としてはどうかとの意見があった。自転車通学の場合には、交通安全指導や違法駐輪等への対策が必要となり、学校運営に過度な負担とならないか等を十分に留意されたい。

(4) その他の意見

具体的に適正配置を進めるにあたっては、本審議会で得た以下の意見にも留意しつつ、できる限り地域に与える影響を少なくする等、配慮するよう努められることを要望する。

◇ 再編整備する両校の歴史や伝統、実績等の教育的・文化的な財産は、新しい学校にしっかりと引

継ぐ必要がある。

- ◇ 再編整備する両校の学校行事や体制など、新しい学校としての在り方について、速やかに準備する必要がある。
- ◇ 学校行事や授業等を合同で行う等、再編整備に向けて段階的に進めることも検討する必要がある。
- ◇ スクールバス等の導入については、先進市の実施状況を参考に、対象者や便数、ランニングコスト等の課題について十分に検討する必要がある。
- ◇ 教員数は学級数に応じて配置されるため、中学校で仮に単学級が発生した場合、複数の教科を一人の教員が兼務しなければならない状況が想定される。教員の働き方改革や、教育水準の向上をめざす上では、学校規模の適正化を進めていく必要がある。
- ◇ 英語やプログラミング教育、特認校制度等、特色のある学校作りを行い、他地域から人を呼び込むような新たな企画について検討する必要がある。
- ◇ 再編整備するにあたっては、地域コミュニティへの影響等を踏まえながら、近接する地域等についても柔軟に検討する必要がある。
- ◇ 再編整備するにあたっては、将来の課題を前提にどのようなステップを経て進めていくのかという視点が必要である。
- ◇ 再編整備後の跡地を活用してまちづくりに活かし、そこを魅力ある場所にできれば、住みたいと思って鳥飼地域に来る人が増える可能性も考えられる。他地域の事例等も調査しながら、将来のあり方を考えていくことが大切である。

4. 適正規模・適正配置の対応策

これまでに実施した4回の審議会、2回の意見交換会、各種アンケートのご意見や学校の現状、事務局から提出された資料等を基にした意見交換を通して、1学年1学級という状況は子どもの教育環境として好ましいとは言えないということが、改めて明らかになった。特に、1学年を構成する人数が10人程度になるという状況は、できる限り避けることが望ましいという結論に至った。また、学校運営を行う上で、小規模校における教職員の負担やそれに伴う子どもへの影響等についても対応していく必要がある。

従って、鳥飼地域における小学校の規模と配置について、次のとおり適正化を図ることを提起する。

◇ 鳥飼小学校と鳥飼東小学校を統合する

本審議会においては、小学校の規模及び配置の適正化を図るため、以上の結論に至った。今後、貴教育委員会において取組を進めていく上で、審議会が出た様々な意見や各種アンケート等で示された意見について、可能な限り尊重いただくよう努められたい。

[留意事項]

- ◇ 第五中学校で1学年1学級が発生すると推計されている令和14年頃を目途に、同校の適正規模・適正配置について検討されたい。なお、その際は「1中学校区は2小学校区以上からなる」という基本的な考え方に則ること。
- ◇ 再編整備により、一方の学校を残すのではなく、2つの小学校の歴史や伝統、実績等の教育的・文化的な財産を引継ぎ、新たな学校を創出するという考え方を尊重し、その具体化に努められたい。
- ◇ 適正配置に伴う新たな通学路の確保や通学方法等について十分留意されたい。
- ◇ まちづくりの将来構想も併せ、魅力ある学校づくりにあたっては地域住民や関係機関との連携に努められたい。

結びに

本審議会は、まず児童・生徒数の減少が顕著な鳥飼地域の現状を踏まえ、地域の子ども・保護者の視点に立って、学校の小規模化がもたらす児童・生徒への影響について検討した。次に、鳥飼小学校及び鳥飼東小学校の教育指導の向上や教育環境の改善を図ることを念頭において、学校の適正規模、適正配置について慎重に審議を進めてきた。

審議の過程において、小規模校の解消を図ることは、全委員の意見が一致するところとなった。しかし、その手立てについては教育指導面や学校運営面等、様々な角度からの意見が出され、活発な議論が展開された。1年間という限られた期間であったが、審議会としては可能な限り調査・検討を行った結果、委員の総意のもと、審議結果を答申としてまとめることができた。

今後、この答申を具体化するにあたり、貴教育委員会におかれては、子ども達や保護者、教職員、そして地域住民等の関係者の理解と協力を得て、学校の適正規模・適正配置に向けて努力されるよう期待する。

摂津市立小中学校通学区域等審議会会長 様

摂津市教育委員会

鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置の検討について（諮問）

摂津市立小中学校通学区域等審議会規則第2条に基づき、下記事項について、貴審議会の意見を求めるため、諮問します。

記

1 諮問事項

摂津市立鳥飼小学校及び鳥飼東小学校の適正規模・適正配置等について

2 諮問理由

本市の鳥飼地域における学齢期の人口は減少傾向にある。とりわけ、鳥飼小学校区及び鳥飼東小学校区の減少は著しく、児童の教育環境に大きな影響を及ぼしており、早急に対応が必要となるため。

3 答申時期

令和4年度末頃を目途とする。

以上